

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

賞与の源泉徴収

Q: 当社は設立2年目ですが、当期より社員に対して賞与を支給することになりました。賞与の源泉徴収税額の計算は通常の月給と異なるのでしょうか。

A: 賞与の場合は、通常の月給とは区別して源泉徴収税額を計算します。一般の場合は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使って計算しますが、月額表を使って計算する場合があります。その区分は次のようになっています。

【算出率表を使用する場合】

前月中に賞与以外の普通給与の支払がある人に支払う賞与

(普通給与の10倍を超える賞与を除く)

- (1) 「扶養控除等申告書」の提出がある場合
算出率表の甲欄
- (2) 「扶養控除等申告書」の提出がない場合
算出率表の乙欄

【月額表を使用する場合】

前月中に賞与以外の普通給与の支払がない人に支払う賞与及び前月中の普通給与の10倍を超える賞与

- (1) 「扶養控除等申告書」の提出がある場合
月額表の甲欄
- (2) 「扶養控除等申告書」の提出がない場合
月額表の乙欄

なお、日額表の丙欄適用者に支払われる臨時手当等については、原則としてその支払を受ける日の通常の日雇い賃金と合算して源泉徴収税額を計算します。

